



食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についての意見募集

厚生労働省は平成 30 年 2 月 1 日から 3 月 2 日まで、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（清涼飲料水の規格基準の改正）について意見募集を行いました。

清涼飲料水については、平成 26 年に水道法や国際基準との整合性を踏まえ規格基準等の改正が行われました。当時、改正されなかった項目について、食品安全委員会からの健康影響評価を踏まえ、規格基準の改正が行われます。

改正の概要は、清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」と「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」において、基準値が、ヒ素「0.05→0.01」、ホウ素「ホウ酸として 30→ホウ素 5」、マンガン「2→0.4」、アンチモン「基準値なし→0.005」、亜硝酸性窒素「基準値なし→0.04」、亜鉛「5→基準値なし」に改正されます。また、清涼飲料水の製造規格で規定する「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」では、鉄「0.3→基準値なし」、カルシウム・マグネシウム等（硬度）「300→基準値なし」に改正される予定です。（単位：mg/l）

当社では、清涼飲料水の水質検査だけでなく、水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GLP 及び ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2018 年 2 月 1 日付 厚生労働省報道発表資料
環境検査箇所 阪口玲子

学校環境衛生基準の一部改正に関するパブリックコメントの実施について

文部科学省は学校環境衛生基準の一部改正を予定し、平成 30 年 3 月 16 日までパブリックコメントを実施しています。主な改正点は、

- ①教室等、温度の基準と方法：「10℃以上、30℃以下⇒17℃以上、28℃以下」、「アスマン通風乾湿計を～⇒0.5 度目盛の温度計を～」
- ②教室等、湿度の方法：「アスマン通風乾湿計を～⇒0.5 度目盛の乾湿球湿度計を～」
- ③教室等、気流の方法：「カタ温度計又は微風速計を～⇒0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計を～」
- ④教室等、照度の基準：「コンピューター教室等～⇒コンピューターを使用する教室等～」
- ⑤教室等、浮遊粉じんの項目省略条件追加
- ⑥飲料水等、水質項目の変更：「全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量(有機物)⇒有機物(全有機炭素(TOC)の量)」
- ⑦教室等の備品の机、いすの基準と方法：「削除」
- ⑧水泳プールの検査項目名称と基準表現変更：「有機物等⇒有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」、「過マンガン酸カリウム消費量として12mg/l以下であること。⇒12mg/l以下であること。」
- ⑨水泳プールの総トリハロメタン省略条件追加
施行は平成 30 年 4 月 1 日からの予定です。

当社は、水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関として、水道水のみならず、プール水についても長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2018 年 2 月 15 日付 文部科学省パブリックコメント
環境検査箇所 貝森繁基

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 「平成 29 年度化学物質のリスク評価検討会報告書」を公表

2. アスベスト対策に関する行政評価・監視

<改善措置状況(2 回目のフォローアップ)>

3. 水道水中における農薬類の新目標値等の適用について

4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について

(光和精鉱株式会社)

5. “ (株式会社電力テクノシステムズ)

6. “ (東芝環境ソリューション株式会社)



絶縁油中の PCB 分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更！

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5 月 1 日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。
<http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraioushicm.pdf>

お問合せはこちら